

第二十二回
国
会

参議院商工委員会議録第二十四号

01111111

昭和三十年六月三十日(木曜日)午後一時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 吉野 信次君
理事 古池 信三君
高橋 蔚君
山川 良一君

委員 国務大臣 通商産業大臣
深水 六郎君
加藤 正人君
河野 謙三君
海野 三朗君
小松 正雄君
白川 一雄君

政府委員 島村 一郎君
岩武 照彦君
大堀 弘君
記内 角一君

事務局側
常任委員 通商産業
政務次官
通商産業大臣
通商産業省
通商産業次長
中小企業庁長官
記内 角一君

○委員長(吉野信次君) 本日は中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案、これを議題といたしまして、前回に引き続き質問をお願いいたしたいと思います。

○小松正雄君 この法案は、もうすでに衆議院では決定せられたように聞きましたが、さようになっていますか。

○政府委員(記内角一君) 衆議院では一部修正案をございましたが、原案通

本日の会議に付した案件

○連合審査会開会の件
○中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

より開会いたします。

ちょっとお詫びいたしたいのですが、砂糖の価格安定及び輸入に関する

臨時措置に関する法律案について、これは御承知の通り農林水産委員会の方

にかかるておるわけですが、こちらの方としても、前回あたりの質疑応答で御承知の通り、非常に利害関係の深

い法案でございますから、一つ農林水産委員会の方に連合審査を申し入れた

う。一とおり御異議なさる所があつた

う。一度お伺いしたいと思うので重ねても

きたいと思います。

○委員長(吉野信次君) 承知しました。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(吉野信次君) 御異議ないと認めます。

それでは御異議がなければ、連合審査を農林水産委員会の方に申し入れることにいたします。

○委員長(吉野信次君) 本日は中小企

業等協同組合法の一部を改正する法律案、これを議題といたしまして、前回思います。

○小松正雄君 この法案は、もうすでに衆議院では決定せられたように聞きましたが、さようになっていますか。

○政府委員(記内角一君) 衆議院では

ますが、さようになっていますか。

○政府委員(記内角一君) 衆議院では

ましたが、さようになっていますが、原案通

りで可決せられました。

○小松正雄君 その原案通りに可決せられたということあります。それには付帯決議が何かついたのでござい

ますか。

○政府委員(記内角一君) 付帯決議三ヵ条ついております。

○小松正雄君 その資料を一ついただ

きました。

○委員長(吉野信次君) 承知しました。

ちょっと私から一つ伺っておきます

が、今度中央会の規定がございますね、都道府県のやつと、それから全国の

やつと。今現在協同組合といふものに

ついては、その都道府県のは名前は何

といふか知らないけれども、中央会み

たいものが実際あるのですが、ない

のですか。

○政府委員(記内角一君) 各地方に

は、大体の府県に任意団体もしくは社

団法人等で、協同組合連合会とか、協

同組合協会、協同組合中央会、各種の

名前で協同組合の共同団体ができるお

種のものが入っております。従いまして半ば全国的な協同組合の団体とも言えますし、半ばそうでない両方の性格をもつたような形で存在しておるの

ものについては二ヵ月の審査では十分に審査できないものもあるし、そのと

きは期間を限ることは無理である、そ

ういう意味で期限を限らないといふこ

との御答弁であったと思うのであります。

○海野三朗君 この前、企業庁長官か

ら答弁があつたようですが、私はどう

もそこがはつきりしないので重ねても

一度お伺いしたいと思うので重ねても

認可を決定してやるためにには、二ヵ月という期間などない方がよいというような御答弁であつたと思うのですが、ものによつては二ヵ月の審査では十分に審査できないものもあるし、そのと

きは期間を限ることは無理である、そ

ういう意味で期限を限らないといふこ

との御答弁であつたと思うのであります。

○政府委員(記内角一君) たゞいま御指摘の通りと考えておりますので、私どもいたしましては、この運用に当

ておきたいところをもう一度お伺いします。

○政府委員(記内角一君) たゞいま御指摘の通りと考えておりますので、私

どもいたしましては、この運用に当

ておきたいところをもう一度お伺いします。

○政府委員(記内角一君) たゞいま御指摘の通りと考えておりますので、私

どもいたしましては、この運用に当

ておきたいところをもう一度お伺いします。

○政府委員(記内角一君) たゞいま御指摘の通りと考えておりますので、私

どもいたしましては、この運用に当

ておきたいところをもう一度お伺いします。

○政府委員(記内角一君) たゞいま御指摘の通りと考えておりますので、私

どもいたしましては、この運用に当

ておきたいところをもう一度お伺いします。

○政府委員(記内角一君) たゞいま御指摘の通りと考えておりますので、私

序に対しましては、個別的に注意を喚起するというふうなことによりまして、御指摘のような弊害の起らないよう措置して参りたいというふうに考えておる次第であります。

○海野三朗君 他の場合と比較いたしまして、やはりそこにその期限のことをお入れなさらなかつたというのは、やはり不備じやなかつたか、その不備を今企業庁長官が言われるような方法で持おうといふ考へであると私は思うのですが、やはりそううござりますが。完全なものではない、ここに大きな穴がある、その穴を補うにはこういうふうにするという今の御答弁とは考へないのでござりますが、むしろ期限をつけますことはかえって何と申しますか、どの程度が適当な期限であるかといふことは、各種の業種、業態によりますので、一律にきめがたいといふ点もございますし、また不適当に長い期限を切れますと、かえって安易に流れるといふような弊害もあらうかと思いますので、一面期限を切らぬ方がかえってスムーズにいきませんかというふうにわれわれは考えておるのであります。さればといって、期限を切らないのをいいことにいたしまして、今申したように不當に長く引っぱるといふふうなことも、まああるいは欠陥とも考へられるかとも思ひますが、そういうふうな、何と申しますか、やいばの画面のよくな面もござりますので、むしろそういう面の弊害が生ずることのおそれがありますことを考へまして、すみやかに許可認可

の措置をするように通知をし、その後の動きといふものを絶えずあとづけをして参りたいというふうに考へておる次第でございます。

○海野三朗君 大体伺いましたが、次に指名推選制についてもう一つお伺いしたいと思います。役員選挙について

指名推選制をも認めるという第三十五条の改正、この前に私が指摘しましたように非民主的であり、ボス支配を強めることになりはしないかと心配されるとお見えをはつきりと承わりたい。それ

は役員選挙の原則は、第三十五条を見てもこの点ははつきりと第七項に「役員の選挙は、無記名投票によつて行

で、その重要な点はそこであります。そこでいま一度この点について政府の

お考へをはつきりと承ります。それ

は、第三十五条を見てもこの点ははつきりと第七項に「役員の選挙は、無記名投票によつて行

う」とある。指名推選はこれの例外であつて、例外であつてもいいといふ規定を入れたことと存じます。しかしながら、時にはこの例外が原則になつて、原則が例外になることも少くないのです。

上明らかのことではありますが、代理庫は直接貸しが本体であることは立法

上明らかのことではありますが、代理貸しというよな例外ばかりが今まで行われてきました。で、指名推選もそ

ういふうになります。従いまして、原則が例外になることには立法的指導方策を持つておるが、原則であり、これによつて組合の民主化を進めていくよなのが原則でなく、無記名投票でやるのが原則であります。そこで伺いたいのは、指名

の通りの趣旨をもちまして、当初よりこの役員選挙の方式は無記名投票によ

るということになつておつた次第でござりますが、その後の実施上の経過を見ますると、実を申し上げますと、法律的には違法と見られるのでござりますが、事実上無記名投票による手続を経ないで、指名選挙のやり方をとつておる向きが見受けられるのであります。場合によりましては、ある一部の条の改正、この前に私が指摘しましたように非民主的であり、ボス支配を強めることになりはしないかと心配されるとお見えをはつきりと承ります。この点については衆議院においては修正案が出たくらいでござりますが。その後のいろいろな問題もやかましく申しますればいろいろ疑問を生ずるわけでございます。あくまでもこれは無記名投票によつて選挙をすべきである、ただ実際の動きがそういうふうに相なつておりますので、この事実もまた無視できないのじゃないかと考

えられるわけであります。従いまして、わざわざいたしましては原則はあくまでも原則であります。これを励行する

ように指導して参りたいと思ひます

が、ただ万やむを得ない場合、あるいは特殊の弊害を生じないよな際におきましては、指名推選の方法によるものもある程度やむを得ないかと思いま

すが、これは漸次各組合員をよく教育いたしまして、無記名投票による何と申しますか手数等をあまり手数と感じ

ないよな習慣をつけて参るようになつたしと、無記名投票による何と申しますか手数等をあまり手数と感じ

た者を当選者ときめていいかどうかと

いうことを全員に譲り、もし一人でもざいますが、実際問題をいたしましては、われわれもしばしば耳にするところでは、こういう方法によらないで簡単な方法がとられておるというふうにも疑われるという向きが多分にあるわけ

であります。

○海野三朗君 講和が発効する以前は

どもも注意いたしまするし、直接の監督官であります府県庁等にもこの面

を徹底させまして、まだあらゆる機会に組合あたりを教育いたしましてそ

ういう方法を実施させるように努力いたしましたといふふうに考へておる次第であります。

○海野三朗君 この役員選挙につきましても、終戦後の今日までの経過はどう

なりますから、事態によりましては選挙無効のことにも相なるわけでござります。その後のいろいろな問題もやかましく申しますればいろいろ疑問を生

ずるわけでございます。あくまでもこれは無記名投票によつて選挙をすべきである、ただ実際の動きがそういうふうに相なつておりますので、この事実もまた無視できないのじゃないかと考

えられるわけであります。従いまして、わざわざいたしましては原則はあくまでも原則であります。これを励行する

ように相なつておりますので、この事実もまた無視できないのじゃないかと考

えられるわけであります。従いまして、わざわざいたしましては原則はあくまでも原則であります。これを励行する

ように相なつておりますので、この事実もまた無視できないのじゃないかと考

えられるわけであります。従いまして、わざわざいたしましては原則はあくまでも原則であります。これを励行する

ように相なつておりますので、この事実もまた無視できないのじゃないかと考

えられるわけであります。

に基づく定款通り行はれておるようですが、これは、われわれもしばしば耳にするところでは、こういう方法によらないで簡単な方法がとられておるというふうにも

いきますが、実際問題をいたしましては、われわれもしばしば耳にするところでは、こういう方法によらないで簡単な方法がとられておるというふうにも

፩፻፭፻

○河野謙三君 ちよつと二、三の伺ひ
したいんですが、今度の改正案の趣旨には、その一つに行政官片の監督指導を強化する、これが一つの趣旨ですが、監督、指導を強化するというその監督、指導の内容を少し説明願いたい。

合、あるいは不当な組合でありますても

を指導する通産省との関係はどういう

のです。そういう所におきまして、た

○河野謙三君 私はこの機会に通産大

○河野議三君 ちょっと二、三お伺いしたいんですが、今度の改正案の趣旨には、その一つに行政官庁の監督指導を強化する、これが一つの趣旨ですが、監督、指導を強化するというその監督、指導の内容を少し説明願いたい。

○政府委員(記内角一君) 個々の組合の直接の管理監督はそれぞれの所管に応じまして各省に分属いたしておりますが、しかし地方の、各府県の一部もしくは全部を区域とする個々の組合にとっては運送関係において運輸省と通産省とはどういう点で了解事項と申しますか。

○河野謙三君 私はこの機会に通産大臣おられるから、一つ特に私意見になりますけれども、中小企業というものは、その役所として大きいかかえておるのは通産省だけなんですね、中小企業というような組織を作つて……。

○政府委員（記内角一君） まず第一
は、設立に際しまして認可制度をとつ
たわけでござります。従来は御承知の
通り定款の認証ということだけでござ
いまして、違法かどうかの判断をする
だけでありませして、違法でさえなければ
穢當を欠くものでありましても、こ
れを認めざるを得ない、認証しました
以上は組合は自動的に設立できるとい
うふうに相なつておりましたのを、單
に法律上の違法だけでなく、その設
立の内容が妥当であるかどうかという
判断を下しまして、これを認可する、
認可を経なければ設立できないといふ
ふうにいたしたのが第一点でございま

り、あるいは全く睡眠状態になつておる組合もあり、かえつて組合一般の信頼を害するおそれもありますので、そういう場合におきましては今度は行政命令によつて解散を命ずるといふうなことに相なつております。ただし、御承知の通り行政命令を出します際には、組合員からの申し出によつて業務の改善命令を出す、あるいは報告書等によって業務改善命令を出しまして、その改善が行われない、あるいは不適当であるというふうな際に、一応解散をするおそれがあるということで注意を喚起いたしましたして、それに対しまして抗弁書を出す機会を与える、しがらみになお改善しなかつた場合におきま

つきましては地方長官というのが建前になつておりますので、大部分の組合は地方長官が行うということになつております。従いまして地方長官の中で、さてしかば薬の組合を経済部でやるか、あるいは衛生部でやるか、あるいは農林関係の物資の組合の監督を経済部の商工課でやるか、あるいは農林課でやるかというようなことは、それぞれの府県の内部の仕事にまかされておるわけでござります。統轄といたしましては府県知事がこれを最高責任者として取り行うということに相なつております。しかしながらこれが中央会になつて参りますと、各種の組合をもつて中央会を組織いたしまして、基本的

○政府委員(記内角一君)たとえば農林省、運輸省等におきまして中央会等に対する各種の指導方針等をそれぞれ通達する際には打ち合せをするといふことで話し合いがついております。ただ組合の運営と申しますか、事業の活動自体の内容につきましては各所管所管に応じましていろいろな方針がございましようが、個々の組合の運営の仕方と申しますか。たとえば総会の開き方だとか、計算帳簿のつけ方だとかいふような、何と申しますか、具体的な事務方面は大体各組合似たり寄つたりでございます。この辺までは統一した

係の中小企業もあるし、厚生省もあるし、農林省もあるし、いろいろあるわけなんです。そうすると通産省に直結している中小企業というものは比較的よく手が届くけれども、運輸省とか厚生省とか、農林省とかいう関係の中企業というものは、どうもそこに商工物資であって通産省がかかえておる中企業と、そこに監督指導の点において幾らか私は聞きがあると思う。それでいいじゃないと思うのです。私はむしろ物資が農林物資であろうが、運輸關係であるうが、厚生省關係であるうが、大きくこの通産省でかかえて、もつと

第二の点は、定款の変更につきましてはやはり認証制度で参つておりますが、これが歩調を合せまして認可制度にいたしました。

してはこれに対して初めて解散命令を出すというふうなことで、解散の手続には相当厳重な制限がござりますが、そういうふうなことによって直接行政官庁が解散を命じ得る道を開いたといふことはございません。

に、しかも中央会は各種の指導、あるいはあっせんというふうなことの、何と申しますか監督ということよりも、助長的な仕事を中心にいたしておるわけでございますので、これ的一般的な監

方針で指導ができるかと思っておりません。その辺の内容については各会間に於いて摩擦も起きないようになって参ることに話し合いは十分ついておる次第でございます。

強くこの業種のいかんにかかわらず指導するような体制をおとりにならなければ、中小企業の中では物資によってはまま手扱いされるようなものがある、こういうふうに私は思うのですが、

出させる。従来はどおは全然ございませんで、指導的な通牒あたりで、出すように、という事実上の行為として取り寄せておった、出したり、出さなかつたりといふうな事情であったのであ

うのが第四点でございます。
○河野謙三君 そうしますと、この設立から解散に至るまでの監督指導の点はよくわかりましたが、一口に中小企業と申しましても、たとえば運送関係業と申しましても、

督につきましては中央、地方……地方におきましては地方官が監督し、中央においては通産大臣が監督するという建前をとつておるわけであります。

○河野謙三君 摩擦の起らぬようにな
分打ち合せがついているとおっしゃる
なら、その打ち合せの内容をお示し願
えませんか。

○政府委員（記内角一君） ここには

そういう点を私は憂るわけなんですよ。でありますから、こういう中央会ができたらそれが農林物資であろうが、運輸関係であろうが、厚生関係であらうが、一切あげて通産大臣の責任

りますが、今度は必ずそれを出さなければならぬとことなつたのが第三点であります。

は監督官庁は運輸省だと思うのです。薬剤関係は厚生省だと思うのです。木材関係は農林省、こういうふうに五省もしくは六省にわたって、中小企業といふものは分かれておると思うのですが、これらの直接指導官庁と、中央会議

おさまりますか。私の申しますのは、
その点をはつきりとこの法律改正の出
発点に当つとして、おかれませんと、
それぞれの中小業者が監督指導機関が
あちらにもこちらにもあつて迷惑する
という事態が私は起りかねないと想う

持っておりますが、農林省との間に
おきまして、中央会の設立についての
打ち合せ、それから重要な指導方針の
通達等については事前に協議の上で通
達するというような申し合せに相なつ
ております。

において通産行政の中でやるといふことをはつきりするが、それがどうしても行政上でできないなら、事前に通産大臣が各省と打ち合せてすつきりと私は行政事務を立てておかなければいけないじゃないかと、こういふふうに

私は思うのですよ。そういう点で、今あるような御質問を申し上げたわけなんです。

○国務大臣(石橋湛山君) 非常にごもつともな御意見であります。これは通産省としては今事務当局でも申してあります。これが、これは中小企業庁ですからかりかかえてやつておるつもりであります。しかしながら農林省とか、運輸省とかいう、それぞれの方からまだいろいろな注文があるようだと思います。これはお詫のようにならなかこの役所と役所との間の調整といふものは仕事によつてむずかしい点があるから御指摘

出業者なり輸入業者関係だけが通産行政ではないのだから、これに連なると省のやり方がやり過ぎるという小言を食うくらいやつておるつもりであります。しかししながら農林省とか、運輸省とかいう、それぞれの方からまだいろいろな注文があるようだと思います。これはお詫のようにならなかこの役所と

業者、輸入業者の方で沿岸の人夫の頭を二割も三割もはねていい。これが通

産行政の中に入つて以上は、それは私はできないと思うのです。これらは一つの事例でありますけれども、そ

し石橋通産大臣の責任において、全部各省に分けるが、今のような中途半端で、役人と役人の間のなわ張り争いで

片づかない点が十年も二十年もそのままでずっときているという形で、それで中央会を作つて、どうのこうのと

私は通産大臣にはつきりしていただきたいと思うのですがね。

○國務大臣(石橋湛山君) なかなか複雑な問題で、むずかしいと思いますが、おられたと思ひますが、私が指摘した問題で輸出入関係の業者の問題でね、

今度始めるか、たとえばこの閣大臣もおられたと思ひますが、私が指摘した

輸出の振興をやり、商社の育成をはが

るのはけつこうだけれども、商社の下請をするところの運輸省関係のたとえば荷役業者であるとか、はしけ業者であるとか、倉庫業者であるとか、こういふものが運輸省がこまかく計算して認可料率をきめておるその認可料率に對して輸出入業者が二割も三割もリベートをとつてゐる。こういふことは、この運輸省関係の中小企業全部通産省の行政の中でかかえればそういうことは出でこないはずですよ。そつじあ

りませんか。何も通産行政の中に、輸入業者なり輸入業者関係だけが通産行政ではないのだから、これに連なると

この運輸業者もやはり中小企業である限りは、通産行政の範囲内であるといふことならば、これは認可料率がさまであります。たゞ以上、との認可料率で、それでも

ひとやらせたらどうか。それを輸出業者、輸入業者の方で沿岸の人夫の頭を二割も三割もはねていい。これが通

産行政の中に入つて以上は、それは私はできないと思うのです。これらは一つの事例でありますけれども、そ

し石橋通産大臣の責任において、全部各省に分けるが、今のような中途半端で、役人と役人の間のなわ張り争いで

片づかない点が十年も二十年もそのままでずっときているという形で、それで中央会を作つて、どうのこうのと

私は通産大臣にはつきりしていただきたいと思うのですがね。

○國務大臣(石橋湛山君) なかなか複雑な問題で、むずかしいと思いますが、おられたと思ひますが、私が指摘した問題で輸出入関係の業者の問題でね、

今度始めるか、たとえばこの閣大臣もおられたと思ひますが、私が指摘した

輸出の振興をやり、商社の育成をはが

るのはけつこうだけれども、商社の下請をするところの運輸省関係のたとえば荷役業者であるとか、はしけ業者であるとか、倉庫業者であるとか、こういふものが運輸省がこまかく計算して認可料率をきめておるその認可料率に對して輸出入業者が二割も三割もリベートをとつてゐる。こういふことは、この運輸省関係の中小企業全部通産省の行政の中でかかえればそういうことは出でこないはずですよ。そつじあ

いうことが起るだらうと思うのです。今の荷役の問題は知りませんが、今調べて……それについては、なお一つ具体的な事例については十分調べて適当に処理しようと思います。

○河野謙三君 それからもう一つ同じです。ただし、この中央会の大きいやつぱり仕事は、指導ですね、ところが、この法的にははつきりと区分がありますが、それが商工会議所の仕事と何か似通つたよう

な点がたくさんきてくると思うのであります。たゞ、商工会議所と中央会の関係なんとかお考えになつたことがありますか。

○河野謙三君 職分はもちろん初めてはつきり違うのですけれども、非常に幼稚な話ですけれども、商工会議所の会員なり、この組合員といふものは

商工会議所の仕事と何が似通つたよう

な点がたくさんきてくると思うのであります。たゞ、商工会議所と中央会の関係なんとかお考えになつたことがありますか。

○政府委員(記内角一君) 商工会議所は地域団体ということに相なつておりますので、各地域の商工業者と共に通の問題、たとえば交通の問題、運輸の問題、あるいは水の問題、電気の問題といふように、各業者と共に通の問題を取り扱うのが中心になつております。こ

ちらの方は何と申しましても、まず組合の、協同組合ということで、これは主として同一業者を中心扱つております。従いまして、地方におきまして

も、おのずから地域的な問題と、特殊な業者々々に応じての問題といふことが第一に違つてくるかと思います。第

二には、同じ組合を作つて運営して参りますというと、いろいろ組合の動かし方、法律のもとにおいてのいろいろな手続、仲裁組織その他各種の制約がございまして、個々の企業のようにはいかない面が多分にござります。そ

うにしまして、個々の企業のようにはございまして、個々の企業のようには

これが非常に幼稚ですよ、この性格がございまして、個々の企業のようには

いいかない面が多分にござります。そ

うにしまして、個々の企業のようには

の中央会ということであつて参るといふことが必要になつてくるわけあります。同じことは、全国中央会と日本に於いても同様の点でござります。たゞ、下のところは特にあれをいります。たゞ、下のところは特にあれをいります。

○政府委員(岩武照彦君) 商工会議所においても同様の点でござります。たゞ、下のところは特にあれをいります。たゞ、下のところは特にあれをいります。

私は通産大臣にはつきりしておる次第でございます。

○河野謙三君 職分はもろん初めてはつきり違うのですけれども、非常に幼稚な話ですけれども、商工会議所の会員なり、この組合員といふものは

商工会議所の仕事と何が似通つたよう

な点がたくさんきてくると思うのであります。たゞ、商工会議所と中央会の関係なんとかお考えになつたことがありますか。

○政府委員(記内角一君) 商工会議所は地域団体ということに相なつておりますので、各地域の商工業者と共に通の問題、たとえば交通の問題、運輸の問題、あるいは水の問題、電気の問題といふように、各業者と共に通の問題を取り扱うのが中心になつております。こ

ちらの方は何と申しましても、まず組合の、協同組合ということで、これは主として同一業者を中心扱つております。従いまして、地方におきまして

も、おのずから地域的な問題と、特殊な業者々々に応じての問題といふことが第一に違つてくるかと思います。第

二には、同じ組合を作つて運営して参りますというと、いろいろ組合の動かし方、法律のもとにおいてのいろいろな手続、仲裁組織その他各種の制約がございまして、個々の企業のようには

これが非常に幼稚ですよ、この性格がございまして、個々の企業のようには

いいかない面が多分にござります。そ

うにしまして、個々の企業のようには

いいかない面が多分にござります。そ

ますか。

○政府委員(岩武照彦君) 商工会議所は二年前でござりますが、大改正を行つまして面目を一新したのでござります。たゞ、下のところは特にあれをいります。たゞ、下のところは特にあれをいります。

法は二年前でござりますが、目下のところは特にあれをいります。たゞ、下のところは特にあれをいります。

これは改訂でいいのじゃないだろ

うあります。後所の方でもまあしばらくはあの法制でいいのじゃないだろ

うあります。たゞ、下のところは特にあれをいります。

これは改訂をするような意思はない

です。たゞ、下のところは特にあれをいります。

これは改訂をしたいと思っております。

○河野謙三君 ちょっと会議所の問題に於いても、商工会議所にはつきりしておる次第でございます。

私は通産大臣にはつきりしておる次第でござります。

これは改訂をしないでいいのじゃないだろ

うあります。たゞ、下のところは特にあれをいります。

これは改訂をしないでいいのじゃないだろ

うあります。たゞ、下のところは特にあれをいります。

はわれわれも当然加入、あるいは強制加入という制度をとるというふうな結論には実は相なっておりません。

○河野謙三君 建前論はよくわかるのですがね、末端の会議所の運営といふのは、一体どこの金でやっているか御存じですか。会議所の会員の納める会費によって、その経営の半分も会費は集まつてないのです。各自治体の市町村が、それぞれ市の予算なり町の予算なり、そういうものの補助金によって実際は会議所は動いているといふことは、實際は会議所は動いているといふことは、御存じだと想うのです。せめてこれが八、九割といふものが会費によって運営されて、あとの一割、二割といふものが補助金で動いている場合ならいいのです。ところが過半数といふものが、ところの市も町も漏れなく自治体の補助金によって過半数の経費はまかなわれている、従つて会議所自体何も自主性がない。現在自主性のない会議所といふのは意味ないじゃありませんか。それをあなたの方でそういう御認識がないなら今の建前をいつまでも繰り返されるのはいけれども、建前論をいつまでやっていても会費の出どころが少くて、自治体の補助金によって会議所は過半数まかなわれてらる、どういう実態をあなたの方で御調査の結果、私の言うことがもしはんとうであるなら、これはその建前論を捨てなければいけんじやないか、私はこう思つたのですが、その点官房長いががです、御調査のなだがあるでしようが。

○政府委員(岩武照彦君) 商工会議所

の実は経費の集まりが悪いといふのはもうわれわれしょつちゅう耳にしており

ます。これは二つありますて、一つは

会員であつて、当然足額できつておられます会費を、払うべきものを滞納しておる、というのが相当あります。これはこの前の改正のときに、戦前の制度に戻しまして、強制徵収の権限を会議所に認めただけでございます。それと、まあ納めるべき会費をなまけるといふ弊害はだいぶなくなつたようですが、

まあいろいろ市町村の補助金等

もある程度出ておるようでござります

るし、まだきわめてささいではござい

まするが、國の関係も若干の補助金を

事業に対して行なつております。ただ

そういうあれでございまするが、自主

性のないところは、これは御指摘の

通りでございますが、その辺のかね合

いをもう少し会費を上げて、何とか大

部分の経費をまかなうように持つてい

くのも一つの考え方でございましよう

し、あるいは身分不相応な事業とい

うのを整理するのも一つの方法かと存じ

ます。なおわれわれもう少し御指摘

もござりますので、会議所の実態はこ

れはもう少しあれわれ調査していこ

うかと思っております。

○河野謙三君 これは私今すぐには要

求しませんけれども、各全国の会議所

の予算、決算、その経理内容について

御調査いただきまして、ある時期に

一つ私の方へお示しいただきたい。私

は先ほど中央会の問題と会議所の問題

と関連したのは、ここで中央会がで

きて、役所なり、われわれが意図する

ようだ、中央会が活潑な商工業者の代

表機関として活動できるということに

なれば、ますます地方の商工業者がか

らみれば、中央会に対する依存度が強

くなると同時に、会議所に対する依存度

は低下してくるのですよ。そういう場

合に私は、会議所といふものは、ます

ます運営が困難になる、私はさよう

に思つて、強制徵収の権限を会議

所に認めたわけでございます。それと、

まあ納めるべき会費をなまけるといふ

弊害はだいぶなくなつたようですが、

まあいろいろ市町村の運営をするとい

うことはなかなかむずかしいようであり

ます。まあいろいろ市町村の運営をするとい

と妙な組合がでて、インチキ組合が現われてきて、そうして人に迷惑を及ぼすというようなものがときどきありますので、こういうものに出られては全体の協同組合の発達を阻害しますので、この際はやむを得ませんから、ある程度監督を厳重にする必要がある。こういうふうな趣旨からこの法律の改正ができたわけであります。

○海野三朗君 そうしますと、その行き過ぎにならないようなどい点については、ずいぶん御用意がおありになりますわけでございましょう。

○国務大臣(石橋湛山君) それはむろんそりでありまして、協同組合の精神からいえば、実際は役所がいろいろなことをやるというのは好ましくないようございますから、その点はできるだけ自律性を尊重するようにいたしたいと思いますが、先ほど河野委員の言われたような弊害もございますから、経理などについては相当監督ができるよう、少くとも決算書を取り寄せてこれが調査ができる、これは期ごとに決算書を出すということだけでも、相当の監督になると思いまするので、そういうことをやりたい、かように考え方であります。

○海野三朗君 先ほど河野委員から赤字補てんのことが出ましたのですが、ちょっと問題は地方行政に入るかもしれないのですけれども、あなたが閣僚の一人でいらっしゃるからお伺いをすます。これは確かに政府の監督不行き届きだったのですね、歴代の内閣の。それで県あたりでは何意という赤字をかかえて困っている。それはつまり不行

き届きであったので、この通商産業の立場から申しましても、まあどういう法案ができるようやつていいこうというお考えであるからどういうふうになりますが、この赤字が出来ますことに対しては、そういうことがないようやつていいこうということに対する御決意は十分おありになるんだろうと私は思うのです。その辺の御決意はどうなんですか。知らないでおる間に県などでは二、三年この方何億といふ赤字が出る。もう借金で動きがそれなりのようです。そういうようになつては私は困ると思うのですから、通商産業の立場から言いましても、その赤字がないようにという点については、どういうふうな御決意があるのか。そこをもう一度お伺いしたい。

○國務大臣（石橋湛山君） 地方財政の赤字は御承知のような事情でいろいろの、中央政府の怠慢もございましょう。地方政治の、いろいろ放漫になるような傾きを持った地方政治が行われておりますこと、まあ税制もある、いろいろのことがあると思いますが、この組合については、もちろん大きな赤字が出来るということは想像もしておりますが、さようなことがないよう経理の監督は十分にいたしたい、かように考えております。

○小松正雄君 私は関連して二、三点お伺いしたいと思いますが、この法案が議決せられると、解散権が行政庁にできるということになりますが、そのため、そういうものをいつまでもほうっておくわけにはいかない、そ

いうことも、この法案のねらいとしてそういうものを解散させて、健全なものを作成するというのが目的だらうと思ひますが、そななりますと、ただいま申しますように、ただいままでの間に不健全な組合は大体どのくらいあるかということが一つと、それから、うかというものが二つと、第三点はそのまま、そのままで申しますと、行政庁が見た場合に不健全であると一方的に見て、たとえば今ら運営はしてないけれども、金融の措置を勧めて、眠つたようになつておるけれども、金策がつけば活発に動くというような見通しのある組合もあるうかと思ひますが、それがただいまでは不健全なりとして認められておる場合に行政庁が即解散させる、こういふふうな点についてどう考えられるか。そういうたことの四つの点についてお伺いしたいと思います。

うな組合も相当ござります。昨年の秋でございましたか、われわれが三万数干の組合に対しまして、個別に調査書を送付いたしましたが、その中の半分しか回収できなかつた。中には各府県によりましては、個々に組合に調査に乗り込みましたか、所在すらわからぬいというふうな組合もあるわけであります。こういうようなものが、いろいろ計算いたしておりますが、四分の一程度あるのじゃないかというふうに考えられるわけであります。従いまして、この種のものはまず、第二点といだしましては、整理いたしますとすれば、この種のものを整理するといふ考え方でございます。それも突然に整理するのではございませんで、この法律が可決になりますと、公布後一ヶ月後に施行するというふうに相なつておりますので、大体二ヵ月ぐらいの余裕はあるらかと思うのであります。その後二週間以内に決算書、報告を出されるということに相なつております。これは今、議決になりますてから二ヵ月半になるわけでありまして、われわれその前にこれが通ることを予定いたしましたして、この種の決算書を出さなければならぬことになっておるからそれぞれ準備するようという通達を出してございます。これに基きまして計算いたしますれば、三ヵ月ないし四ヵ月間の余裕をおいて報告を出させます。これで報告を出さなかつたものは、一応睡眠組合と認めまして、法律の四十七ページにござりまする第百六条によりまして、いろいろな報告命令、あるいは事業の改善命令等を出しまして、しその改善命令に応じなかつた場合に、第二項によって解散命令を出すわ

けであります。その際におきましては、**第百六条の二**によりまして、解散命令をしようとするときには、その組合に對して、あらかじめ解散命令を出そうとする理由を通知しまして、その弁明の機會を与え、これによりまして、解散命令などいたしてみて、大体妥当であればそのまま認めていく。弁明しないでそのままほつたらかしておるというようなことであれば、万やむを得ませんから、全くの睡眠組合として、これに解散命令を出すというようにいたしまして、一応の、今度の法律が認可制度になりましたしてから、経過的措置といったしまして、そういうような行政措置によつて、睡眠組合の整理をして参りました。その後におきましては、まずまず報告も出し、生きかえる機会もあります。と思ひますので、今度はその中であります活潑でないものにつきましては、個別的に地方官自身あるいは中央会等を通じまして、その組合が本来の姿に生きかえつてくるよう事業の活動ができますように、個別的な指導に入りたいというふうに計画いたしておる次第でござります。

○小松正雄君 この法律が通過いたしまして後の組合として認可を申請しようとすると場合に、認可をするところは、どこが認可するようになるのですか。やはり行政府ですか。

○政府委員(記内角一君) 行政官庁でございますが、大部分の組合は、地方限りの地域を地域とする組合は、地方長官がいたしますし、たとえば先ほど御指摘のあった運送事業等では、陸運事務所等で認可することに相なつておられます。大部分は地方長官となつておられます。ただ、府県よりも広い区域の

ものにつきましては、通産局あるいは農林本省というふうな形で、それぞれ所管がきまつておる次第であります。

○小松正雄君 それからさっき河野委員等から御質問がございましたから、重ねて聞くのはおかしいようであります。ですが、その一点をお聞きして、また質問してみたいと思ひますが、中央、地方の会に幾ら政府は、本年度、この法案が通過した場合の補助金として見込んでおるか、もう一べんそれを伺っておきたい。

○政府委員(記内角一君) 当初予算を要求いたした際におきましては、中央、地方を通じまして、二千三百万円という数字を要求いたしておりますが、設立の時期等によりまして、その金額等も変更があろうかと存する次第であります。

○小松正雄君 そこで私強く申し上げておきたいことは、この法案は衆議院

では、委員会を通過して、これに付帯決議がなされたわけですね。その付帯決議の中では、中小企業等協同組合の全国中央会及び都道府県の中央大会に対する補助金は、年間三千万円程度を早急に機会をみて補助すべきだということがうたつてあるわけですが、この法案が衆議院で議決せられた場合に、あなた方は列席されておったと思ひますけれども、列席されておったならば、少くとも付帯決議として三千万円といふものが必要であるということを委員会が認めて、あなた方に要請している限りは、二千三百万でなくして、三千万円を、当然あなた方でもって、衆議院の意を体してでもやつていこうという心が見えがあるかどうか、その点を一つ伺いたい。

○委員長(吉野信次君) それからさつき河野委員等から御質問がございましたから、差等はあるうかと存するわけであります。

○政府委員(記内角一君) この付帯決

議につきましては、年間という文字でございまして、三十年度に閑しまして合せまして、適当な金額を折衝いたしたいというふうに考えておる次第であります。結局、設立の時期とにらみ合せまして、適当な金額を折衝いたします。

○委員長(吉野信次君) ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(吉野信次君) 速記を始めて下さい。

それじゃ本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十一分散会

昭和三十年七月六日印刷

昭和三十年七月七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局